

## 不審な電話にご注意ください！！

釧路市内において不審な電話が相次いでおります。

今回は、実際にあった事例を紹介します。

以下のような電話がきた際には、くれぐれも気を付けて下さい！！

- 「市役所職員」を名乗る人物から、「国民健康保険料の還付があつて通知を送っているが返事がないため連絡した」との内容で電話があり、普段利用する金融機関を聞かれた後に「金融機関の者から電話をさせる」と一度電話を切られた。その後、「金融機関職員」を名乗る人物から電話で金融機関に行くよう指示され、相手の指示通りにATMを操作したところ、いつの間にか他人名義の口座にお金を振り込んでしまっていた。



⇒ 行政や金融機関の職員が還付金等の受け取りのために

ATMの操作を行うように連絡することは絶対にありません。

- 「電化製品店の社員」と名乗る人物から「あなた名義のクレジットカードで買い物をした不審な人物がいる」などと電話で言われ、「確認を取りたいからカード番号と暗証番号を教えてほしい」と指示されたため、言われた通り番号を教えた。

⇒ 社員がクレジットカードの暗証番号等を聞くことはありません。

「不審な電話がきた」、「被害に遭いそうだ」と思ったときには、阿寒地域包括支援センターや、阿寒駐在所、釧路市消費生活相談室までご相談ください。



～連絡先～

【阿寒地域包括支援センター】 TEL：66-1234

【阿寒駐在所】 TEL：66-3054

【釧路市消費生活相談室】 TEL：24-3000

# 高齢者に対する虐待を防止しましょう!!

高齢者に対する虐待を防止するため、「高齢者虐待防止法」において、高齢者の尊厳を保持するとともに、養護者の負担軽減をはかることなどの支援のほか、虐待に気づいた人は通報の義務があることが定められています。

一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、高齢者と介護者を支えることが虐待の防止や早期発見につながります。



## 高齢者虐待とは…？

### 経済的虐待

本人の年金や預金を取り上げて勝手に使うなど



### 身体的虐待

たたく、蹴る、やけどを負わせるなどの暴力行為



### 心理的虐待

怒鳴りつける、悪口をいう、意図的に無視するなど



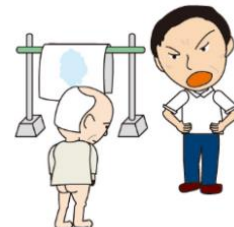
### 介護・世話の放棄放任

劣悪な住環境で生活させる、介護をせず放ったらかしにするなど



### 性的虐待

排泄の失敗に対する罰として裸にして放置するなど



皆さんのまわりで「虐待かな？」と思うことや、お困りのことがありましたら、地域包括支援センターへご相談ください。



【高齢者虐待に関する相談・連絡窓口】

阿寒地域包括支援センター 電話:66-1234

